

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

- お知らせ
- ・令和3年度指導検査報告書の公表と指導検査業務システム運用開始のお知らせ
- ・令和5年度介護職員就業促進事業 事業者募集期間のお知らせ
- ・看護体制強化加算の訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合の経過措置の終了について
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

令和5年3月1日発行 第224号

お知らせ

○令和3年度指導検査報告書の公表と指導検査業務システム運用開始のお知らせ

指導監査部指導調整課では、「令和3年度 指導検査報告書」を局ホームページに公表しました。

都では、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等、多様な事業者が提供する福祉・医療サービスを都民が安心して持続的に利用できるように、施設・事業者別に、それぞれの根拠法や基準・諸通知等に基づいて指導検査を実施しています。

本報告書は、事業者や医療機関等における課題の早期発見と自主的な改善を促すため、令和3年度に社会福祉法人、施設や保険医療機関等を対象に実施した指導検査等の結果をまとめたものです。社会福祉法人、施設等の種別ごとに指摘の多かった事項や、指導検査実施方針に定める指導検査の重点項目等に関連した実際の指導事例を紹介しています。また、監査等の実施状況や主な処分等事例について記述するとともに、令和4年度の指導検査実施方針を参考として掲載しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、十分な感染防止対策を前提として、利用者の安全安心を確保しつつ指導検査を実施しました。そのため、例年と同規模の検査は実施できませんでしたが、施設の運営や利用者の処遇に重大な問題が発生した場合などには、迅速に体制を整え検査を実施しました。

※ホームページURL:

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/shidoukensahoukokusyo/r3houkokusyo.html>

また、令和4年度、指導監査部では、事業者及び行政双方の事務負担の軽減、利便性の向上を図るとともに都民が安心してより質の高い福祉・医療サービスを利用できるよう、「社会福祉施設等に対する指導検査業務システム」を構築しました。令和5年4月から本システムを使用した指導検査を開始します。指導検査に関する書類のやり取りや集団指導の受講が一つのサイトからアクセスできるようになり、また、都の検査員は実地検査においてタブレットを活用していきます。本システムの利用開始時期は事業者ごとに異なりますので、別途ご案内いたします。

※ホームページURL:

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/system.html>

※メールアドレス登録のお願い

メールアドレスを利用して、事業者の皆様が本システムへアクセス・ログインしていただくために必要なID/URL・パスワードの初期設定の依頼や書類のやり取りを行っていきます。このため、事業者の皆様にはメールアドレスの登録をお願いします。登録については、別途郵送にて御依頼させていただきますので御協力をお願いいたします。

【指導検査報告書に関する問い合わせ先】

東京都指導監査部指導調整課 TEL 03—5320—4051

○ 令和5年度介護職員就業促進事業 事業者募集期間のお知らせ

= 募集期間 4/3(月)～4/17(月) 正午(予定) =

東京都では、介護人材不足の解消に向け、介護職員就業促進事業を実施しています。

介護事業者様向けの令和5年度事業説明資料を、3月中旬を目途に東京都福祉保健局ホームページに掲載予定です。掲載日については、都内介護事業者様宛てに別途お知らせいたしますので、ご興味のある事業者様は、ぜひご覧ください。

【事業概要】

- 介護業務への就労を希望する方を都内の介護保険施設等で雇用(最大6か月の有期雇用)し、介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。
- 雇用期間中の給料・研修受講費用等は、東京都の定める上限額の範囲内で東京都が負担します。
- 希望する場合は、有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です。

【対象等】

- 対象事業所…都内で介護サービスを提供する介護施設など
- 対象者……介護業務への就業を希望する離職者など
- 実施規模……1,200名程度(1事業所あたり3名まで)

【令和5年度の応募スケジュール】

以下は、暫定版のスケジュールとなります。確定版のスケジュールは、4月3日以降に東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。

4/3 ~ 4/17
応募受付期間

4月下旬
受託事業者決定

5月上旬～1/31
事業期間

- 事業者の採用活動
- 11/1までに雇用開始
- 研修の受講(有期雇用期間中)

【お問合せ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 (電話 03-5320-4267)

※本事業の実施は、令和5年度歳入歳出予算が東京都議会で可決された場合に確定します。

○看護体制強化加算の訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合の経過措置の終了について

※本件は、現在、看護体制強化加算を算定中の全事業者(みなし指定の事業所を除く。)においてもご対応が必要となりますので、十分にご確認ください

指定訪問看護ステーションの訪問看護及び介護予防訪問看護(※保険医療機関(病院または診療所)が行うみなし指定の訪問看護及び介護予防訪問看護は含みません。)における看護体制強化加算では、令和3年度介護報酬改定において新たに設けられた厚生労働大臣告示・九で定める基準であるイ(1)(四)「当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者の総数のうち、同項第一号イに規定する看護職員の占める割合が100分の60以上であること。」について、令和5年3月31日までの間は、同項の規定が適用されない経過措置が設けられていました。本経過措置の終了に伴い、令和5年4月1日以後に当該加算の算定を行うにあたり、令和5年3月15日までに届出が必要となります。

(1)看護職員の占める割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前月(暦月)の平均を用いることとします。

(2)令和5年3月31日時点で当該加算を算定している事業所は、令和5年4月1日以後、算定要件を満たすかどうかを確認の上、令和5年3月15日までに、加算様式3-1及び加算様式3-4を届出てください(算定要件を満たさない場合も、加算様式3-1において看護体制強化加算を「なし」として届出てください。)。なお、届出がない事業所は、加算様式3-1において看護体制強化加算を「1なし」として届出たものとみなし、4月1日以後、当該加算を算定できません。

(3)令和5年4月1日付で新たに当該加算の適用を届出る事業所においても、令和5年3月15日までに、加算様式3-1及び加算様式3-4を提出してください。

○本件に関する詳細は、令和5年2月16日付事務連絡「看護体制強化加算の訪問看護の提供に当たる従業者の総数に占める看護職員の割合の経過措置の終了について」をご確認ください。

○加算届の掲載ページ

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/4_houkan.html

○提出先

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室

〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

○問合せ先

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当

(1)質問フォーム:「東京都介護サービス情報」(以下 URL)の<質問フォーム>からお寄せください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/

(2)電話:03-5320-4274(直通)

○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2022年4月1日から2023年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2022年4月1日から2023年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/koure.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています